

用途廃止資産の取り扱い（大型投資・拠点化促進補助金）

1. 県内工場等の移転の場合

県内の工場等の移転の場合の固定資産投資額は、次の計算式による。

イ 土地に対する投資額

（取得する用地面積－用途廃止する用地面積）×新規取得した用地の単価

ロ 土地を除く固定資産に対する投資額

土地を除く固定資産の取得額－用途廃止する土地を除く固定資産の地方税法に基づく評価額

2. 既存の用地を活用して工場等を建設する場合

既存の用地を活用して工場等を建設する場合の固定資産投資額には、用地費は含まない。この場合、固定資産（土地を除く）に対する投資額は、新たに投資した固定資産（土地を除く）の投資額から、用途廃止する固定資産（土地を除く）の地方税法に基づく評価額を差し引いた金額とする。

※固定資産投資額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産の取得に要する費用をいう。